



沿道掘削範囲(矢印点線~道路境界範囲を示す)
 (道路境界線より3.0m内)
 :世田谷区土木計画調整課と
 沿道掘削施工協議を実施する事。

地下への階段撤去に伴い
 世田谷区土木計画調整課と
 沿道掘削施工協議が必要

特記事項
 *原則敷地内の既存建築物等は全て撤去するものとして下記に撤去物を示す。
 但し、東・南・西側の既存塀及びA-39に示す既存樹木は残置とする。
 ・地上建築物(工作物含む)及び地中建築物(基礎及び杭含む)
 ・既存電気及び機械設備機器及びダクト・配管配線。また外構地中部の配管配線等も撤去する。
 ・既存樹木については図に示す樹木(破線丸部)は原則残置とし残置できない場合は監督員と協議の上、伐採伐根とする。その他既存樹木は伐採伐根とする。
 既存樹木リスト及び配置はA-39参照。
 ・東・南・西側敷地及び道路境界部のコンクリート塀・万年塀・コンクリートブロック塀は既存のまま(残置)とする。
 ・北及び西側道路境界線の既存万能鋼板仮囲いは、図に示す北側工事車両出入口部(7.2m間口)を除き、工事中利用可とする。
 ・撤去後、敷地内整地の上防草シート張りとする。
 また、北側道路境界線の工事車両出入口パネルゲートは工事後も設置したままとし、工事車両出入口パネルゲート設置のため撤去した既存パネルゲート(約3.3m)及び万能鋼板仮囲いは、シート養生の上敷地内に残置して置く事。

設計者	現場代理人又は主任技術者	図面サイズ	設計 R04 年 1 月 31 日	発注者	世田谷区施設管理担当部施設管理第二課	工事件名	旧世田谷区立老人休養ホームふじみ荘解体工事	図面内容	配置図、外構撤去範囲図	図面番号	A-09
	照査技術者	A1(1:150)	変更 年 月 日								
	設計担当者	A3(1:300)	年 月 日								